

栄養成分表示ハンドブック（東京都保健医療局 令和7年10月改訂）の記載内容の変更

○令和7年10月1日に食品表示基準が一部改正（内閣府令第88号）されました（公布の日より施行）。

このハンドブックは、令和7年7月1日現在の法令等に基づき作成しています。以下の該当項目については、改正後の内容に読み替えてご使用ください。

ページ	項目	改正前	改正後（令和7年10月1日以降）
38 ページ	（2）表示禁止事項 イ	<p>イ 栄養成分の補給ができる旨の表示及び栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨の表示をする場合を除き、消費者庁長官に届け出た機能性関与成分以外の成分（10～11 ページ表3 第1欄に掲げる栄養成分を含む。）を強調する用語</p> <p>①強調する用語とは、「〇〇たっぷり」、「△△強化」のような表示をいいます。</p> <p>②含有量を色や大きさ等で目立たせた表示は望ましくありません。</p> <p>③主要面に機能性関与成分以外の成分名を目立つように特記した表示（商品名に当該成分名を使用したものを含む。）や機能性関与成分であると消費者に誤認を与えるような表示（例：◇◇（届け出た機能性関与成分以外の成分）のパワー）は望ましくありません。</p>	<p><u>イ 消費者庁長官に届け出た機能性関与成分以外の成分（別表第9の第1欄に掲げる栄養成分を除く。）を含むことを強調する用語</u></p> <p>①含有量を色や大きさ等で目立たせた表示は望ましくありません。</p> <p>②主要面に成分名のみを目立つように特記した表示や機能性関与成分であると消費者に誤認を与えるような表示（例：◇◇（届け出た機能性関与成分以外の成分）のパワー）は望ましくありません。</p> <p>③食品表示基準別表第9に掲げられている栄養成分のうち、過剰摂取により健康障害のリスクが想定される成分及び含有量※については、加工食品において、成分名をその含有量とともに主要面等（食品表示基準 別記様式3の枠外の下部を除く。）に強調して表示することは、望ましくありません。</p> <p>※「いわゆる「健康食品」に関する報告書」（食品安全委員会（いわゆる「健康食品」に関する検討ワーキンググループ）2015年12月）では、ビタミン・ミネラルのサプリメントによる過剰摂取のリスクに注意する必要があること、「日本人の食事摂取基準（2015年版）」で「<u>耐容上限量</u>」が設定されているのは、サプリメントからの過剰摂取を防止するためと言えること、「<u>耐容上限量</u>」は、「その量に達しないように留意すべき量であること」が示されている。機能性表示食品は、その商品形態によらず、反復・継続して摂取されることが見込まれる食品であるため、添加する成分については、<u>食品の安全性確保の観点から、合理的な理由をもって含有量を設定することが必要です。</u></p>

○食品表示基準の改正については、消費者庁ホームページをご確認ください。

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/